

鳥取県公報

◇監査公告
昭和二十六年年度鳥取土木出張所外八件定期監査の結果公表

監査公告

監査公告第七十七号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年年度にかゝる各土木出張所、境港務所、境戦災復興事務所、幡郷県営発電建設事務所、東部港湾修築事務所の定期監査を執行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 鈴 鏡
同	前 田 玄 一

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

同 木 南 貞 治

監査執行箇所 監査執行年月日

鳥取土木出張所	昭和二十七年七月十一、十二日
米子土木出張所	同 年七月十五、十六日
幡郷県営発電建設事務所	同 年七月 十六日
境 港 務 所	同 年七月 十八日
境戦災復興事務所	同 年七月 十八日
根雨土木出張所	同 年七月十八、十九日
郡家土木出張所	同 年七月二十四、二十五日
倉吉土木出張所	同 年七月二十二、二十三日
東部港湾修築事務所	同 年七月 二十五日

監 査 概 評

県下各土木出張所、港湾修築事務所、港務所並びに幡郷県営発電建設事務所について事務事業全般に亘り監査したが、今回は従来よりもすれば徹底を期し得なかつ工事の監査について特に意を用い、本所、駐在所及び現場詰所における一連の事務事業執行状況を監査検討し、併せて各種工事現場の施工状況、管内道路橋梁、河川の維持

管理の状況等を巡視したのであつて、その結果改善は正すべき多くの事項を認めた而してこれらのうち各所に共通する指摘事項の主なものを列挙すると概ね次の通りである。

一、工事費予算の早期令達と適期施工については毎年監査の際に指摘しているところであるが、昭和二十六年度は公共事業の裏付財源となる起債等の関係もあつて全般的に起工が遅れ年度末近く着手した工事も相当多く見受けられた。このため工事金を出納長保管或いは出納員保管するといつた非常の措置をとつては実情であるが、他面事務処理に無理を生じていることは掩い難く帳簿書類が殆んど形式に流れている傾向が見受けられたので事実即した適正な処理をすることが肝要と認める、又各種工事をそれ〴〵適期に施工されるためには、本庁における起工決裁、予算令達の迅速な処理が要件となるので関係課の積極的な配意が緊要である。

二、工事施工の良否が県民の利害に直接影響することは論ずるまでもないところであつて、その執行状況は常に一般県民の耳目に觸れ批判的となり易いので、

特に現場監督員の資質技能の向上に留意し且つ厳正公平なる監督に当ることが緊要である。二十七年は各所共年度末期近く一時に工事を施工する結果ともなつたため監督上に著しく支障を來したことは甚だ遺憾である。今後厳正なる検査監督をなすため法令諸規定遵守、技術の交換、査察指導制度の確立等について考慮すべきであり、また中間検査の励行が特に必要と認めるので当局において考究されたい、特にコンクリート工事或いは根堀、杭打等事後の確認困難なものについては必ず監督員の立会を励行させる等指導が肝要である。

また、各種直管工事の執行方法並びに事務処理に検討を要するものが多く特に工事中主要部分は純直管として工事の堅牢を期するよう留意すべきである。

三、入札及び契約の合理化に關しては考究すべきことがらが多いが殊に工事の執行を直接担当している各出先の事務所においてはその請負人の適否に影響されるところが大きいので指名競争入札、或いは隨意契約による請負人の指名内申の選択に嚴格を期すべきである。

即ち建設業法による業者登録によりその適応性を検討するは勿論管内における工事の成績、監督上の事故等も記録する等して一層慎重を期することが望ましい。もつとも従来より個々工事竣功検査に際し成績(総合点数)を記録しているがその採点の理由内容が明確でないので客観的に妥当性のある採点方法を考究すべきである。

四、各管内共道路改良の効果が認められ年々改善されつゝあることは洵に喜ばしいが、公共事業、単独県費事業とも予算が充分でないため、全般的に見て改良事業は遅々としており又局部的に急施を要する箇所も多く見受けられた。而して道路は産業文化の尺度ともい

得るのであつて本県の道路の実状を見ると甚だ寒心に堪えないものがあるのでこれが事業費の獲得については今後積極的努力を望みたい。また路面の維持管理については道路手の作業能率向上、敷砂利の購入、道路愛護会の活動促進に各所とも努力しているものと認められたが、いまだしの憾があり加えて最近の自動車交通量の増加に伴い路面の損傷も甚だしいようである、しかるに各土木出張所における砂利の購入状況は左表の通り数量も少く特に雨雪季間の維持は特に困難ではないかと思われる、何れにしても主要路線に対しても充分でなくまして支線にあつては殆んど手が届かぬという実態であるので、道路の維持に一層積極的努力を望む。

昭和二十六年路面敷均用砂利購入状況

鳥取郡家	管轄		砂利使用量		砂利購入総量		同上購入金額
	管内路線延長	管轄	均使用量	(含工事用)	同上	同上	
	三、五、五	立米	三、七、三	六、〇、四、七	二、九、〇、九二	五、七、六、〇六	五、七、六、〇六
	三、一、〇	立米	六、〇、六	六、九、七、二	二、七、一、〇六	三、三、九、六	三、三、九、六
	三、五、五	立米	三、七、三	六、〇、四、七	二、九、〇、九二	五、七、六、〇六	五、七、六、〇六
	三、一、〇	立米	六、〇、六	六、九、七、二	二、七、一、〇六	三、三、九、六	三、三、九、六

倉吉	四三、四	四、一九八	一四、六〇八	四、三二六	四、七五五、八	一、九一四、八四四
米子	二八、〇	二、四七三	一三、六五一	五、七〇一	二、六五七	一、〇七〇、四三九
根雨	三三、六	二、八五六	四、三七五	二、八	五、九一九、七	三、一三六、三四六
計	一、六六七、五	一七、六九五	五、九一八	四三、四四	二六、四三七、一	一一、八三三、四九六

五、常時における道路修繕については機械化による能率増進の見地から県にモーターグレーダー三台を備付け各所管内を巡回使用して相当の成果を挙げていることは洵に結構であるが、雨上り時等最も好條件の折に随時利用し得ない現状にあるので各所共に一台宛の配置が緊要と認める。また砂利採取の機械化については従来余り考えられず、僅かに郡家土木出張所に碎石機(クラッシャー)を配置し能率を揚げているが、採算的、能率的の観点から採取機械の新設についても考究すべきである。

六、県下の橋梁は殆んど木橋であり腐朽のため危険に頻しているものが相当多いのもかゝらず各所共予算に制約され、これらの修理補強に手が届かず已むを得

ず交通制限をなし或いは腐朽するに委せているといった実情であつて洵に寒心に堪えないものがある。しかもこれら危険橋梁のうちには少額の経費をもつて修理できるものもあるようであり架換橋梁の古材を活用する等して応急修理に熱意を以つて一層積極的措施が望ましい、なおこれが根本的対策については更に強力に推進することが緊要と認める。

七、直営の各種工事施工の際工事用諸材料を購入し或いは諸種器材を使用しているが、工事完了後のこれ等に對する措置が不十分である。即ち工事完了後の見張小屋、木材(棒材、枅材、その他)鉄材等の処理で他の工事に転用する等の場合それ〴〵正規の取扱がされておらず、又適宜処分されているようである。なお工事

完了現場にレール、トロ等放置されているものが散見されたがこれを所定個所に格納し、貸借物件はそれ〴〵返還の措置をして責任の所在を明確にする等工事完了後これ等物件の処分整理を明確にして置くべきである。

八、河川管理の重要性は今更云々する迄もないところであるが各土木出張所に河川管理職員一名を配置しているも他の事務と兼務せしめており到底その完璧を期することは困難と認める、特に風水害等に対処するためにも堤防護岸、堰堤、河川敷、河川産物等および河川全般の管理に關しては、日常において嚴重監視せしめることが絶対必要であるので前述の如く他の事務と兼務している担当職員を専任とするよう人員の配置について考究すべきものと認める。なお千代川、袋川、日野川その他の河川敷を戦時中より町村長、各種団体代表者名儀により貸付のもので、許可取消又は使用者自身が廃止届して置きながら引続き使用しているもの、或いは河川保全上の危険箇所を使用しているもの等も

あるのでこれ等については、嚴に取締り寸時と雖も忽せにすべきではないと考える使用料も数年分納入せずにおり徴収を困難にしているものも見受けられるので何等かの方策を講ずべきである。

九、各土木出張所管内における水道、ガス等布設のための路面掘原形復旧委託工事は出願、認可、復旧施工と謂つた一連の取扱に相当時日を要するため出願者は困惑し一方出張所も箇所的に復旧工事の迅速を要するものもあるにも拘わらず、申請人の工事費の納入遅延のため予算的にこれが施工に苦慮し応急的に他経費を以つて一時立替施行すると謂つたことも見られたがこのような状態にあることは甚だ遺憾である。これら工事中、小工事のものに對する認可権限は所長専決として移譲し事務の簡素化迅速化を図ると共に予算的においても何等かの方途を講じ適時適正なる経理をなさしむべきものと認めた。

一〇、鳥取、米子、倉吉、境四地区における緊急失業対策事業は左の通り県直営により施工しているが、該当

失業者の浮動と予算的制約の関係で年間計画も大きく変更するため勢いこれが計画を半期毎に更新しなくてはならない結果となつてゐる、従つて実施設計書も事業完了後に作製すると云つた順序を転倒した処理をしており年度実施の精算書の提出も非常に遅延し八、九月頃提出してゐる状況である。又施工に当つても原材

料費不足のため中途半端な出来具合に陥つてゐる弊が見られる等総てに遺憾の点が認められた主管課としてもこれら工事の年度計画から施工迄の実情を検討し工事の成果を減殺する事のないよう対策を講ずべきである。

昭和二十六年失業者対策改良事業調

所管事業名	工 事 名	工費精算額	同上額中労力費(含保険料)	同上工事に対する延人員	工事精算額に対する労力費の率
鳥取土木出張所	鳥取岡山線外一道路補修工事	七四、四七〇	五九、〇五六	三、六九	七、六%
同	円護寺川筋河川改良工事	三、〇〇、〇四一	二七、六七五	一五、八七四	八七、三%
倉吉土木出張所	倉吉由良線道路改良工事	三、〇一〇、六二一	一、八三、四四三	一〇、七五	六〇、三%
同	国道十九号線外五道路改良及び補修工事	七、五〇七、三四七	六、六七、〇九三	三六、九四	八八、四%
米子土木出張所	加茂川筋河川改良(整備)工事	五、〇三三、三六八	四、二四〇、九四七	二五、四三七	八四、六%
同	中央産業道路新設整備工事	一、五九八、八二六	一、三三、〇〇四	八、三三	八三、二%
計		二一、〇〇、六六三	一七、三三、二六七	一〇一、八〇	八三、三%

一一、昭和二十六年以前より滞納となつてゐる道路損傷負担金中の自動車所有者関係分は滞納額一百九十七万余円人員二百人以上を数えているが昨年鳥取県道路修理協会と県との接衝の結果前記滞納金は昭和二十六年度末迄の間を以て同協会が責任をもつて徴収することゝ、二十六年以降分は該負担金は賦課しないことゝ、その代り六台のトラックを常時提供(各出張所に一台宛配置但し鳥取は二台)のこと、その他細部事項を昨年十二月兩者間において契約してゐるも各出張所について見るに前記滞納となつてゐる負担金をそ

れ徴収し県に引継いでゐるものは僅かに八万七千余円、九四件(鳥取七万七千円、四一件、倉吉一万余円八件)に過ぎず、又トラックの提供も緩慢で漸く鳥取二台、倉吉一台を配置してゐるに止まりその他の出張所は未配置と謂つた実状であつて契約に対する履行状況は良好でない。配置されてゐる稼働状況は左表の通りであるが、各出張所は道路修理協会に対し契約諸條項の完全履行を要請して至急滞納負担金の整理を期すると共に道路補修の完璧を図ることに極力努力すべきである。

道路修理協会自動車稼働表

月 別	鳥 取 土 木 出 張 所		郡 家 土 木 車		倉 吉 土 木 出 張 所 配 車	
	作業日数	作業延台数	作業日数	作業延台数	作業日数	作業延台数
二十七年 一月	一一	四七	七	三一	一	一
二月	八	三六	一一	四九	一	一
三月	二五	九二	一一	五〇	一	一
四月	一一	二四	一四	八七	一	一
計	一一	二四	一四	八七	一	一

五月	計	二一	九〇	一六	六七	二一	一一八
八七	三八九	六一	二八四	二五	六四	六四	三四五
一五四二〇	一五四二六	不	明				

二、道路損傷負担金の徴収に関しては各土木出張所共かなり苦心しているようであるが、その成績は依然として揚らず滞納額は毎年累増している状況である、しかもこれが強制徴収権は同所には与えられていないため徴収の努力も水泡に帰している実状である。幸い自動車に対するものは前項の如く道路修理協会との取決

めにより二十六年賦課分より除外されているので、その額は従來のそれより少額となつてきたが馬車に対するものが相当件数あり、その徴収技術に困難があるようであるこれ等の収入措置に關し何等かの方策を樹てることが緊要である。なを二十六年度(現年度分)における道路損傷負担金の収入状況は次の通りである。

各土木出張所名	調		定		收		未	
	金	額	延	台	金	額	延	台
鳥取土木出張所	五六、四〇〇	円	二八二	四〇	八、〇〇〇	円	四八、四〇〇	二四二
郡家	三四、二〇一		一七一	一七〇	三四、〇〇一		二〇〇	一
倉吉	一五三、六七九		七五〇	四五四	九五、四二〇		五八、二五九	二九六
米子	六二、四〇〇		三二二	七三	一四、六〇〇		四七、八〇〇	二三九
根雨	四一、六〇〇		二〇八	二〇八	四一、六〇〇		一	一
計	三四八、二八〇		一、七二三	九四五	一九三、六二一		一五四、六五九	七七八

一三、建設業法による関係業者の登録は円滑に登録されているが名簿の作成閲覧申請書の編さん、申請事項内容の変更整理等に不充分のところも見られ、又統一した処理が期されていない憾みがある。今一層整理すると共に閲覧に便ならしむるため変更事項の処理及び編綴を厳にすることが緊要である。なお本件は昨年も指摘した事項につき励行方を切に希望する。

一四、県條例を以つて昭和二十四年屋外広告物條例が公布されているが、これが許可を受けているものは二十六年度内においては左表の如く各管内共非常に尠く従つて法に違反しているものが相当あるものと推測される。これは認可を受ける場合申請手続(実物色彩図案等添附)が非常に煩鎖であるため、稍々もすると認可を受けず違反するもの、如くであるがこれが簡易化を図ることが肝要と思う、何れにしてもこの儘では該條例は死文に等しい結果ともなるのでこれが指導取締に一層嚴格を期することが肝要である。

土木出張所名	件数	手		料
		算	額	
鳥取土木出張所	一一〇	二九、一〇〇	一一、〇〇〇	
郡家	二	二、三〇〇	二〇〇	
倉吉	八	一九、四〇〇	八〇〇	
米子	三〇	二三、五〇〇	三、〇〇〇	
根雨	一	二、三〇〇	一	

一五、各種の工事関係帳簿書類の整理状況が一般的に良好でない。即ち工事台帳の記載内容の不十分なものが多く直管工事に対する所定の帳簿を備付けていないものさへ見受けられるなどあつて、その状況はよくない、またこれ等の帳簿書類の内容を検討するに中には妥當性を欠くものもありまた事実を認証するに足る工事日誌、材料檢收簿、現場写真その他に記録の不十分なものが多し、なを監督設計書に綴込の材料檢收簿を清書し綴り替えている等の事例も見受けられたがこのような係員がその都度記載した眞実の記録をみだりに書直

しすることは適当でなく仮に汚損のためやむを得ず書換する場合、新旧併せて添附する等してあくまで眞実の記録保持に留意が肝要と認める。

以上が総括的に各所を通じて見られた、主なる指摘事項であるが各所個々に對する監査結果は概ね次の通りである。

鳥取土木出張所 昭和二十七年七月十一日十二日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査概況

一、昭和二十六年年度当所々管の各種工事の施工状況は各所共通事項として述べたように、諸種の事情により着工が遅れ年度内施工に無理を生じたものが若干見受けられたが、所員の努力の結果よくこれを克服し一部の工事を除き比較的順調に遂行しているものと認めた、なおその状況を示せば次の通りである。

種別	工種	個所数	工事費	備考
道路	改良工事	二	七、五七二、一八六	
"	補修工事	四	一、六九六、三七八	
"	砂利道補修	三	三、六一九、三〇九	
"	災害復旧工事	九	二、四二三、二九六	
"	単県 局部改良	三	二四二、〇〇〇	
"	" 災害復旧	一二	五九八、〇〇〇	
"	" 修繕工事	一	五〇、〇〇〇	
"	" 道路改良	一〇	一、七七五、〇〇〇	
"	" 舗装道舗装	二	五四七、九三五	
橋梁	塗装工事	二	九〇七、九五九	
"	補修工事	七	四、七三五、二三八	
"	災害復旧工事	二	七〇五、五〇〇	
"	単県 修繕工事	一九	四九一、七〇〇	
"	" 舗装道舗装	二	五四七、九三五	
砂防	通常砂防	四	九、四八九、八一五	
"	災害復旧	六	一、八九五、〇〇〇	
"	単県 修繕工事	三	二五〇、〇〇〇	
"	改良工事	二	一四、五〇六、七二六	
河川	災害対策	四	五、〇四八、三一九	

昭和二十六年土木工事施工状況

計	災害助成	災害復旧工事	単県 災害復旧	修繕工事	改修工事	災害復旧
	一七、八三三、八〇二	六二、二五、八九一、六八四	八、一一〇、九〇〇	三、一一二、五〇〇	四、九、二二四、九六九	一、五、三〇〇、〇〇〇
	一七六一〇六、	五七六、一五一				

右の工事の中昭和二十七年一月以降に着手した工事は道路二四、橋梁二三、河川四四、砂防二計八三個所となつてはいるが、その中災害復旧工事が多く遅延する傾向にあるので画一的な予算合達を避け河川、港湾、砂防等の工事予算は季節的な條件を考慮して早期に措置することが望ましく。

二、国道改良事業として酒の津村地内に施工中の隧道工事は宝木坂の難路を解消し地方産業の開発を図ろうとするもので劃期的事業の一つであつて、二十六年度は巻立工事の大部分を計画通り完成しているが取付道路については地元民の要請等もあつて未だ方針が確定し

ていないようであるが早急方針を決定し完成を急ぐよう努力されたい。

三、河川の災害防止対策は県の重要施策の一つとして努力しているが災害復旧、災害助成等数個所の工事をまとめ総合的な計画として施工しているものに袋川筋の河川工事等があり効果的と認められたので今後根本的な対策、計画を樹立し遂次これを完遂していくよう一層努力されたい。

四、駐在事務所レール、トロリー、車輪等を山積していたが、一般に工所用の残材料、発生材料或いは機械器具類の廃材等の処理が不充分と認められたので整理すべきである。

五、当所々管(元日置川改良事務所使用)加藤ガソリン五屯機関車二台及び一五三六形式シボレートラック一台を廃品として売却処分しているが、これら車輛は一応果有財産として県財務課において管理(台帳に登記)しているので連絡の上処分すべきである。又長期間雨晒等にし売却処分時期を逸し価値を減耗してから処

分しているため兎角安価に処分する傾向にあるので厳に留意すべきである。

六、屋外広告物條例による当所の許可件数は一一〇件、手数料一、〇〇〇円あり米子、倉吉兩出張所管内のそれに比較すればその処理件数は優位にあるが当所年間収入予算二九、一〇〇円(二九一件)に対比しても又管内の広告実態から謂つても今一層指導取締の徹底を期するよう努力が望ましい。

七、堤塘使用及び道路占用の許可事務の中間満了に伴ない更新手続未了のものが左表の如く多く見られたので急速整理すべきである。

堤塘物揚場使用更新手続未了のもの

許可済期限	区分	件数			摘要
		市部	郡部	計	
昭和廿四年三月限り	無料	1	1	2	
同 廿五年三月限り	無料	1	1	2	
同 廿六年三月限り	無料	1	1	2	
	有料				
	有料				
	有料				

同 廿七年三月限り	無料	1	1	2	
合 計		1	1	2	

道路占用更新手続未了のもの

許可済期限	区分	件数		
		市部	郡部	計
昭和廿五年三月限り	無料	1	1	2
同 廿六年三月限り	無料	1	1	2
同 廿七年三月限り	無料	1	1	2
合 計		3	3	6

なお左記の点につき留意の上整理に最善の努力を払われたい。

○堤塘使用関係

(1) 鳥取市内貸付使用料は大火災迄の間における未収額がなかつたことは真に結構であるが、次のものについては都市計画整理とも関連するので実状調査の上善処すべきである。

○二十七年三月限りで使用期限満了のもので四月十七日付を以つて使用不許可としているが現在なお引続き使用しているもの九件

○二十八年三月末日が使用期限でその期間満了後は不許可としているもの三十六件

○許可期限内であつて現実に使用中(畑等に転用)許可取消としているも現在引続き使用しているもの二一件

- (2) 代表者千代水村長名儀のもので畑作に使用中であり使用料二十三年度分残金三四、一四三円二十四年度分四八、〇九〇円が収納されておらず、かつ二十五年年度分二十六年年度分各同額も徴収困難の故をもつて調定手続をしていないが何れも適当でなし。
- (3) 家畜飼料採草地として鳥取市国民健康保険組合に貸付しているもので年額一〇、九〇四円を二十四年度分より二十六年年度分迄調定していないのは適当でなし。
- (4) 代表者神谷常治名儀貸付二十五年年度分一四、八五

○円が未だ収入されていないので徴収に努力された。

○道路占用関係

二十六年八月許可小田村農業協同組合二八三円同川端一丁目代表熊田退三三三三円(一時占用)分の台帳を作製してないので作成整理のこと。

八、当所々管過年度に属する収入金で未収となつて居るものは六四一、一五六円三六二件を生じており、この大半は他所同様道路損傷負担金であつて常に徴収に努力しているも余り成果は挙つていない、殊に旧年度分に属する自動車に対する負担金は鳥取県道路修理協会の責任において徴収納入のことに取決めがしてあるも見ざるべきものがない。更に二十六年年度分負担金として調定額五六、四〇〇円(自動車に対しては賦課せず荷馬車のみ)延二八二台分、その中年度内収入額八、〇〇〇円延四〇台分あるも差引未収額の四八、四〇〇円二四二台分が累加するので未収額は七〇万円近くになつて居る実状である、年々同様事情を繰返している

これが収納方に關し何等かの対策が緊要である。なお過年度未收額を翌年度に繰越調定する場合前年度調定簿より摘出調定しているものが調定脱漏防止と実態把握のため繰越調定決議書を作製し決裁を得ることが緊要と認む。

九、直管工事にして人夫の点検をしていないものがある。即ち、就労者点検簿に現場監督員の検定印及び所長の認印のないものが散見されたが人夫の出面について把握することが肝要と認む。

一〇、一般的事務の整理については左記の事項に特に留意し処理すべきである。

(1) 超過勤務手当は現在勤務命令なくして支給しているが所長の命令により超過勤務を実施すべきである

(2) 郵便切手の出納を厳格にすべきであり年度末購入分を登載し新帳簿に転記すべきである。

(3) 自動車用燃料(揮発油、モビル油)の出納を明確にすべきであつて二十六年購入量と通帳受入量の誤差があるが究明整理すべきである。

(4) 文書の編綴を嚴格整理されたい、雜件綴に條例及び人事関係書類が編綴をしていたが適當でない。

(5) 当所々管の財産は県財務課への報告に止めず適當なる把握をなすためにも財産台帳の整備をなすことが肝要である。

米子土木出張所 昭和二十七年七月十五日十六日 監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 鈴 鏡
 同 木 南 貞 治

一、当所施工の各種土木工事も他所の例に漏れず着工より竣工指定期限迄の期間が少なく従つて工事の施工が一時に集中しているので請負人の良心的施行に依存しなければならぬ状況にあるが、この様な事態に対しては指導監督面と竣工検査は一層嚴格にすることが肝要である。特に各年災害等の公共事業は年度末近くに起工決裁しているものが多く期間的に制約される結果勢い施工が粗雑になる傾向は掩い難い、又年度内に工事

昭和二十六年土木工事施工状況

が完成しないため支払保留のものが三件百三十五万三千円ありこれを出納長保管にしている実情である、な

お本年度各種工事施工状況は次の通りである。

種別	負担区分	工種	個所数	実施額	摘	要
河橋	国補	改良工事	八	七、六三、四九六	府県道 赤碕大山線外	
川梁	国補	砂利道補修工事	一三	一、六四、九六七	国道六号線外	七、五七、四九四
国補	国補	舗装道補修工事	三	二、〇八、〇三三	米子境線外	
国補	国補	重要幹線街路整備工事	一	九七、七四七	弥生町高等学校線	
国補	国補	舗装道舗装工事	一	四三、〇〇〇	国道十八号線	
国補	国補	各年災害復旧	一	六四、〇〇〇	米子(一)	
国補	国補	砂利道修繕工事	二	五、六〇〇	府県道 米子大山線外	
国補	国補	各年災害復旧	二	五三、九〇〇	米子(二)	
国補	国補	民願掘鑿工事	四	七五、六四〇	米子飛行場線外	
国補	国補	計	二	二四、〇九三	国道六号線外	
国補	国補	補修工事	八	四、二二、九三二	府県道 福成天津停車場線外	
国補	国補	架換工事	二	三、三九、九七三	府県道 福成天津停車場線外	
国補	国補	各年災害復旧	六	一〇三、一〇〇	米子(五)	
国補	国補	修繕工事	八	三〇四、四〇〇	国道六号線 国尾橋外	
国補	国補	計	三	八、八九、五九四	佐陀川筋外	
国補	国補	改良工事	三	三九、一三、一八四	失業対策加茂川	五、〇三、二四四

六、建設業法による業者の登録に際しこれが経費に充当のため関係業者より一率に二千円の寄附金を受け入れているが三ヶ月から数ヶ月ずれて調定受け入れしているのは適当ではない。又採納願を受けていないものが二件(岡田二武、奥山啓二分)あつたが採納願を得て收納すべきである。なお浜田広の採納願には二千円となつていながらもかゝわらず四千円を收納しているのは適当でない。

七、堤塘使用料及び道路占用料の調定及び収入処理状況は概ね良好であるが左記事項は改善整理すべきである。
○堤塘使用関係

- ① 許可指令を發しているも台帳に記帳なきものが三件ある。
- ② 遡つて使用許可したもので料金を徴収してゐないものが散見された。
- ③ 尙徳村長名儀分九、〇〇〇平米料金九〇〇円の占用を二十四年三月限り廃止の旨二十六年八月二十日届出しているも現在なお使用中の模様であり料金は

二十四年度分以降收入してゐない。
④ 廃止届の際は書面受理にて台帳を抹消しているも河川管理員が随時実地踏査し確認することが肝要である。

○道路占用関係

- ① 中国配電の電柱一、三二九本及び支柱八〇本の建設使用は台帳未整理のため中国配電備付台帳に依存し收入しているも適当でない、当所台帳を整理の上厳格に収入措置すべきである。
- ② 一般道路占用料で二十六年度許可指令發行済のもので台帳記帳洩れのが一件ある。

八、河川産物売払の際採取申請があつてから許可指令を發する迄に相当期間を要しているのが見られ実際の採取と前後する虞れがあるので迅速に処理すると共に許可前の採取については厳に注意すること。

九、当所管内建築確認申請は相当件数ありその措置及び手数料の収入状況は概ね適正と認めだが左記の点改善整理すべきである。

- ① 確認申請の際手数料受納後果金庫え払込む迄の料金手持保管期間が十日及至二十日間以上のものが相当件数見られたが急速に果金庫え払込むよう留意すること。

- ② 手数料を申請人より受納の際一応仮領收証を交付し後日正規の納額告知書により金庫え払込んでゐるが、本手数料の如きは出納員が即時現金領收証を發行し納入え交付の上果金庫え払込むよう手続すべきである。

- ③ 申請書を受受理し確認済であるも料金未收のもの一件(加茂町、川中道夫分)及び年度区分を誤つてゐるもの一件あるので整理のこと。

- ④ 確認申請書の編綴が不十分につき索引を附する等して明確整然と編綴しておくこと。

一〇、建設業法に基く登録事務は甚だ不充分につき左記の点嚴重留意しそれ〴〵整理して置くべきである。

- ① 申請事項中変更ありたる場合の記入処理がしてないものでその都度整理のこと。

- ② 斉藤政一郎の申請書が不明であつたので調査のこと。

- ③ 申請書の編綴整理が不十分につき厳格にすること。
- ④ 登録者名簿を急速に作製のこと。

一一、過年度収入金の未納額は、四八四、二四七円、六七八件ありその大部分は道路損傷負担金であるが同年度内に收納したものは僅かに一八、二二八円、一六件である、又二十六年度分道路損傷負担金の収入状況も到つて悪く調定額六二、四〇〇円(全部荷馬車に対するもの)に対し収入額は一四、六〇〇円で差引四七、八〇〇円(延二三九台分)が未收額となつてゐる。斯の如き状況を繰返すことになれば過年度分未收額は益々増加することになるので何等かの方法を講じ収入措置をなすべきである。

一二、各種工事に附帶したセメント、木材、鉄材等を工事台帳に記載していない。又本課支払、本課検査のものは記載洩れとなつてゐるが夫々記帳整理し置くべきである。

幡郷県営発電建設事務所 昭和二十七年七月十六日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 山 上 鈴 鏡

同 木 南 貞 治

監査概況

一、日野川筋の河水統制を実施し治水及び利水の合理化と高度化を期する本県営発電建設事業は灌漑用水量の問題等利害関係者との間に迂余曲折はあつたが、漸くにしてこれらの諸問題も解決し総事業費二億七千四百七十六万五千余円をもつて昭和二十六年度より二箇年継続事業とし着工し本年十一月発電開始を目標に工事の進捗に努力していることは眞に結構である。而して当所は二十六年五月設置以來測量設計、用地売却及び工事監督並びに工用資材の管理支給等建設工事の現場事務を所掌しているが工事の起工が遅れ(十一月十一日起工)水路工事など灌漑時期に制約される結果勢い晝夜兼行作業を施行したのと職員、予算(前渡資金)の不足、請負制度の隘路等のため実施上いろいろ

と困難があつたように見受けられたので今後これ等の点について充分検討を加え改善に留意することが望ましい。

二、本事業の全体計画のうち二十六年度は堰堤工事、取水口及び沈砂地工事、水路工事、水槽(分水池兼用)鉄管路(水圧鉄管を除く)工事その他仮設工事の施工と用地買収並びに補償の事務を主として処理しているが、堰堤工事の一部は著しく進捗が遅れていたのがこれは正規に繰越手続をなし適期に施工するのが妥当と認められた。水路工事は灌漑に支障を来さぬよう留意し工事の促進に努力して概ね予定通り完成したことは結構であるが工期に制約される結果施工の不適當な箇所に対しても手直し命令或いは中止命令等の強制措置をなし得ず特に永久建造物であるため監督に非常なる苦心をしていようであるが監査の際に漏水箇所が見受けられたがしかし全般的に見て施工は必らずしも万全と認め難いものがある。また災害による山崩れのため決潰した箇所が一個所あり一応不可抗力と認めているよ

うであるが施工の良否に起因する点の有無について検討を加え今後の参考に資することが肝要である。

三、建設工事の施行に当つては上流部第一工区(酒井建設工業)と下流部第二工区(赤沢組等四社共同請負)とに分けそれぞれ請負契約を締結しているが共同請負制度は法的には認められてはいるけれども現場における責任範囲の限界、工事の軽重等の点で共同請負による方法は必ずしも適当と認められないが末端に徹底を期し難い現状から見ても更に監督員の陣容の強化が緊要と認める。なお現場監督員の補充とし賃金職員を使用しているが経験、技能待遇及び人員数ともに充分でない。総体的に人員組織に対する当局の配意に欠けるところがあると認めたのでこのような劃期的を大事業の遂行には遺憾のないよう留意が肝要である。

四、セメント及び鋼材等の工用材料は県において支給しておりこれが受払は荷受の都度一括処理しているが現場における実際の使用状況の把握は不十分であるので正確な使用報告(確認の方法を考究のこと)を徴収

する等して明細に記録すべきである。なお、設計変更により不用となつた鉄筋があつたがサイズ数量等を調査し今後の工事に活用すべきである。

五、十一月より十二月にかけて晝夜兼行で突貫工事を実施しているにもかかわらず超過勤務手当支給については一般職員の六分額に押えられて実効に対する正当支給をしていない。特に短期間に重要工事を施工する本所として監督指導を厳格にさすためにも実効に應ずる支給をなすべきであつて他のそれと同一なる取扱いをすることは考究すべきものと認めるので主管当局は最善の配意をなすべきであらう。

六、經理出納事務は賃金其他の経常的業務費として二十五万四千余円の資金前渡を受け何れも適正に処理しているものと認めた。しかしその額は前記の如く極めて僅少額であり又予算執行権限も限定され殆んどすべて本庁主務課において処理している状況であるので今少し権限の移譲方について研究考慮すべきものと認める。

境港務所 昭和二十七年七月十八日 監査

監査委員 前田 玄一
同 木南 貞治

監査概況

一、本所は境港における入港船舶の岸壁及び棧橋使用許可、給水業務と岸壁、棧橋等の維持管理上の小工事を施工しており所長は米子土木出張所長が兼務し外に主事一名技師一名(戦災復興事務所勤務)雇一名計三名を以つて概ね円滑に執行している。
その状況は次の通りである。

昭和二十六年年度境港船舶並びに貨物移出入状況

区分	年度		増	減	摘要
	二十六年	二十五年			
入港船舶	五、四〇隻	二、八二隻	二、五八隻	二、一九隻	
移出貨物	三七、七六八噸	一八、四九九噸	一、三一九噸	一、三〇七噸	
移入貨物	五、八六八噸	一四、五〇〇噸	四、六三二噸	四、六三二噸	
移出貨物	五、三九〇噸	七、〇六六噸	一、六七六噸	一、四七五噸	

境港營造物使用許可状況

種別	件数	同上使用料	摘要
岸壁棧橋使用	七二七	二〇、一一四円	
船舶給水使用	三七八	五一、三八〇	
物揚場使用	五一	三七、四八四	
土地使用	一六	一〇三、〇一二	
上屋使用	四	一二七、〇二〇	
国有水面使用	四六	六、〇三六	
計	一、二二二	三四五、〇四六	

昭和二十六年年度境港維持修繕工事調

工事名	工事費	工事の概況	進捗率
中央埠頭防舷材外二ヶ所	一〇〇、一五五円	防舷材三ヶ所取付及び修繕埠頭コンクリート修繕給水水源建物屋根修繕葺直し	一〇〇%
物揚場修繕工事	一五〇、六一	防舷材十本打込 防舷材十本取付 防舷材十本取付 上部張板部修繕	〃

計	物揚場繫船環外修繕	繫船環四十ヶ所取付木造棧橋桁張石一基修繕
三二四、三〇	八六九	棧橋張板修繕 船舶給水柱保護枠四取付 張板三十五板修理
四七三、六六		

二、岸壁及び棧橋使用許可件数七一七件であつて、その使用料二〇、一一四円を徴しているが、これが使用料額の算定基礎は、船舶繋留二十四時間純噸数一〇噸当り二円で前記の実績から見ても平均一件二八円となつており一件十円乃至二十円程度のものが相当件数ある状況である。しかもこれが取扱には多大の手数要し且これが収入諸用紙代にも充たない僅少な手数料額につき実状に即する料金に改訂の要が認められる。

又物揚場使用 取扱 五一件 一〇平方米 一日 四十銭

土地 〃 〃 一六〃 〃 〃 五十〃

上屋 〃 〃 五〃 〃 〃 一〇〃

も現在の四圍の実状に照し即応している料金とは認め

三、先年当港入港船舶の給水サービスの意図の下に水源

地並びに附属施設をしているもなお貯水槽施設を持たないため入港船舶より依頼の都度水源番人と連絡をし又重量のホースを相当距離の給水栓施設箇所迄搬出給水しているが、盛漁期等の場合は深夜頻繁に給水依頼があるため職員の労力的過重と水源地への連絡過程における電力の無駄、機械の故障或いは申請者の不便等が生じているようである。境港海陸運送株式会社そのの如くこの際貯水槽を設置して給水施設の改善を図り以つてこれ等難点を一掃すべきものと考えられるので関係当局の考究を希む。尙給水料金も一噸三十円であるが海陸運送会社は五十円でありこれも同額に改訂することが妥当なるものと認められるので併せて考究を望みたい。

四、岸壁棧橋使用件数七一七件、給水使用件数三七八件あり合計一千余件の使用料収入をしているが、この中

過半数のものは納入に代り納額告知書を以つて職員が金庫へ納入する収入処理をしているも出納員の現金領收書による合理的且つ簡易な収入処理すべきではないかと考えられるので考究すべきである。

五、一般事務の処理は一応整備していたが左の点改善された。

- ① 受発文書件名簿に経過の不明のものがあり編綴保存の不備なものがあつた、関係書類は取纏め整理し編さん保存のこと。
- ② 受文書件名簿に使用許可申請書を受理していたが別に受付簿等により整理することが簡便と認められるので考究のこと。
- ③ 工用器材その他物品の整理が不充分で簿冊と現物の不突合のものが二、三あつた、保管々理の万全を期すること。

境戦災復興事務所 昭和二十七年七月十八日 監査

監査委員 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査概況

一、本所は昭和二十五年一応工事は完了し二十六年は換地評価実地測量等残務整理をなしている。しかし未だ用地補償費四拾壹万円を交付する段階に到らず二十七年一応繰越しているのは遺憾である。これは評価の公正を期するため時日を要したる爲と事務担当者の異動により事務経験者が不足となつたため遅延しているものと考えられるが職員の補充等して早急解決すべきである。

二、区劃整理に伴ない換地確定測量四六、八一六坪八九(内宅地三三、三五九坪二五外は公共用地)を人夫賃拾六万六千余円を以つて実施し評価事務六百筆(約一千件)を終つているが補償費の支払並びに移動地登録事務等その処理に相当困難性が認められる。計画執行により異議、苦情の生じないよう格別の配意と努力を切望する。

三、戦災復興に伴なう境港の発展計画として境町と米子市とを結ぶ産業道路が計画され二十六年失業対策事業

業として境町寄りを一部施行中のところ用地買収、その他の事情で一頓挫を來し当年度としては漸く四、五の二箇月の間に五百米の道路盛土と百米の道路孤型を施工した程度で余り進捗してゐないのは甚だ遺憾であるが極力円満交渉に努め設計変更すべきものはその措置をし計画に応じ進捗せしめるよう格別の努力が緊要と認める。

なお前記の二十六年内実施工事費は次の通りである。

昭和二十六年中央産業道路整備工事

工事名	精算額	事業費		
		労力費	用地買収費	事務費その他
中央産業道路整備	一、五九八、八一六	一、三三三、〇〇四	四〇〇、〇〇〇	二四五、八一二
計	一、五九八、八一六	一、三三三、〇〇四	四〇〇、〇〇〇	二四五、八一二

四、経理その他事務の処理は、専任技師一名、主事一名(港務所本務)臨時雇二名でなしているが港務所と一括整理しており特記すべき事項はなし。

根雨土木出張所 昭和二十七年七月十八、十九日 監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 玲 鏡
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

監査概況

一、昭和二十六年当所々管の工事施工状況は各所の例に洩れず着工遅延の工事が多い、又工事中に災害を被り流失しているものが一件(日野川飭護岸工事)あるが出来形検定、中間検査或いは工事中の現場写真撮影等も行つていないため出来形の認定に困難があり且つ責任の帰属も明らかにされてないので、これに対する措置に苦慮しているようであつたが何れにしても甚だ遺憾なことである。これが処置については慎重を期し公正を失ふることのないよう留意が肝要である。尚本年度に於ける各種工事の実施状況は左表の通りであり、この中年度末期の昭和二十七年一月以降の着工箇所は道路二四、橋梁三三、河川二六、砂防一〇、計九

種別		工種	箇所数	工事費	備考
道路	改良	局部改良	4	五、六一七、三一六	
	重要幹線	修繕	1	五六、〇〇〇	
	舗装道補修	砂利道	4	三、三一九、九八六	
	防害復旧	災害復旧	1	一、六〇六、三一〇	
	災害復旧	災害復旧	3	六、三〇八、〇〇〇	
	単県改良	災害復旧	1	二、一〇四、〇〇〇	
	同修繕	災害復旧	1	八二五、〇〇〇	
	同修繕	災害復旧	6	六、八三六、六一二	
	架換繕	災害復旧	1	一、四六一、〇〇〇	
	災害復旧	災害復旧	4	七五六、〇〇〇	
	塗装繕	災害復旧	1	八二五、〇〇〇	
	単県修繕	災害復旧	1	三、〇四二、〇〇〇	
	同修繕	災害復旧	3	〇〇〇、〇〇〇	
	同修繕	災害復旧	7	〇〇〇、〇〇〇	
	計				
	橋梁				
	砂防				
	港灣				
	海岸				
	河川				
	中小河川改良				
	防災				
	災害助成				
	災害復旧				
	単県堤防修繕				
	同河床整理				
	単県災害復旧				
	計				
	堤防修築				
	港灣修築				
	港灣維持				
	計				
	通常砂防				
	災害復旧				
	災害復旧				
	修繕				
	単県災害復旧				
	計				
	合計				

二、先年地元一般村民及び生徒児童の自力による道路改良としてその美拳が一般に報道された米沢村助沢地内

<p>の隧道工事は府県道改良事業(公共事業)として工事に着手し二十五年取付道路二十六年度県費二百五十万円をもつて導坑の切上げ及びコンクリート巻立工事を施工中であるが計画通り順調に進捗していることは結構である。しかしして二十六年は隧道部分の一部二九、三米(全長二一四米)を施工しているに過ぎず余り進捗していないので速やかに竣工するよう格段の努力を望む。尙現地附近は上部地上に用水路が施設してあるため漏水が甚だしいので工事に支障を及ぼさぬ様技術的な面から配意が肝要である。</p> <p>三、各種工事の執行状況は他所と大同小異であるが二十六年度は全般的に見て積極的に施工していることは結構である。尙本所管内の直管工事の施工に当り所定帳簿書類が整理不十分となつていたので早急処理すべきである。</p> <p>四、工事の施工に当り工法の適当でないため完成後数ヶ月を出ずして災害を被り暗渠及び路測が崩壊しているもの道路及び取付護岸の施工が完全でなかつたため欠</p>	<p>潰しているもの(砂防)等が見受けられが経費の効率化の観点からも甚だ遺憾である。今後は設計及び施工に当り慎重を期することが肝要と認める。</p> <p>五、堤塘物揚場使用許可に当つては許可箇所の把握と許可外の使用を取締るため使用状況の調査をなし実態を確認することが肝要である。即ち申請許可書交付により調定収入しているだけで現地に於ける違法使用の取締がなされていないので今後一層嚴重なる処置を講ずべきものと認む。</p> <p>六、建設業登録手数料徴収は申請書受理と同時に徴収すべきものであつて現在告知書により納入しているが出納員の領收証を發行交付し現金出納扱にすべきである。</p> <p>七、過年度収入(道路損傷負担金)総額十四万八千二百十円(伯耆貨物自動車会社十三万四千二百四十二円、日野上村山陰製函工場四千九百六十八円)であるが山陰製函工場は事業不振のため解散したものであつてその事業責任者が不明となつたのでそのま放擲してある</p>
--	--

が何らかの処置をなすべきである。
八、經理その他の事務処理について左の点留意されたい。

- (1) 本出張所の備付のオート三輪車を幡郷県管發電建設事務所へ借用証を徴して貸与しているが余り長期に亘る場合は正規の保管転換によることが適当と認めらる。又貸借手続に出納員が関与してはいないのは適当でない。
- (2) 工事用の原材料の受払に一層正確を期し品質形上の異なるものはそれ〴〵区分して整理すること。
- (3) 自動車燃料の受払については日々の使用記録をなし出納の正確を図ること。

郡家土木出張所 昭和二十七年七月二十四日、二十五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 隆 鏡

一、昭和二十六年年度に於ける当所々管の各種工事の施工状況は左表の通りであるが八東川、土師川を初めその

種別	工種	箇所数	工事費	備考
道路	改良	1	二、八三五、一七四	
	局部改良	1	三五、〇〇〇	
	重要幹線	1	三、〇八六、五〇三	
	舗装道補修	4	一、三一五、〇〇〇	
	砂利道補修	2	一、五九八、二二七	
	防害復旧	4	六五〇、〇〇〇	
	災害復旧	6	二五七、九二〇	
	単県改良	4	二四、八四一、八二四	
	同災害復旧	1	一、四六五、二六〇	
	計	24	三、〇五五、〇〇〇	
橋梁	架換	1	三、二六〇、〇〇〇	
	修繕	5	七、八二二、〇〇〇	
	災害復旧	4	五二六、二〇〇	
	同災害復旧	1	二、八三五、一七四	

他の河川工事の進捗が遅れているものが比較的多い。しかし乍ら道路、橋梁工事は比較的順調に施工し砂防工事は概ね適期に施工しているものと認めた。
昭和二十六年年度土木工事施工状況

河川	計	河川改良	防災	災害助成	災害復旧	単県堤防修繕	同河床整理	同災害復旧	通防	砂防	災害復旧	単県修繕	合計
河川	四五	九、〇八八、四六〇	七、九九七、〇八三	八、二〇二、七二〇	四九九、七二五	三六、三〇五、〇七七	一五六、五〇〇	六八〇、〇〇〇	一、八六九、九九六	五三、八四一、一〇五	一一、八六九、九九六	二四〇、〇〇〇	一〇、二〇〇、四三七、六一九
砂防	七一	五三、八四一、一〇五	一一、八六九、九九六	二四〇、〇〇〇	一一、八六九、九九六	二四〇、〇〇〇	一一、八六九、九九六	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
合計	一六〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇

右の工事中昭和二十七年一月以降に着工したものは道路二四、橋梁一五、河川三七、砂防二、計七八箇所ありその他の工事も年度下半期の施工が多く年度経過後工事の施工しているものが一五件(出納長保管一三、出納員保管二)あるが今後の年次計画に支障を及ぼさぬよう努力が肝要である。

二、八東川改良工事は総事業費二億三千万円をもつて隼村、大御門村地元より八東村丹比村地元に至る十軒余に及ぶ事業であり二十六年度八百万円の予算をもつて着工継続事業として施工中であるが実施認可が遅れた関係もあり工事の一部が遅延しているが、これ等は繰越手続をなし年次計画の再編を期するが妥当と認める。
三、府県道智頭大原線志戸坂隧道は漏水のため補修を要し二十六年よりコンクリートブロック巻立工事を施工しているが工事中途に工法の変更を来したためセメントを支給して作製したブロック相当多数が必要となり現場及び駐在所附近に山積していたが、これが処分に於いて未だはつきりした方針もないようであり早急に主管課と連絡し有効活用を図らねばならない。尙数量が把握されていないことは甚だ遺憾であるが至急これを確認すると共に保管管理について厳に留意が肝要である。
四、土師川防災工事は、智頭町地内の合流点上部より捷路を開鑿して水害の防止を図る重要な工事であり直営として施工中であるが進捗が著しく遅れ中途に於いて

部分請負に変更して竣功を急いでいる実情であつたがこれ等は当初より計画的に措置すべきである。尙本工事に限らないが、材料検査、工事監督特にコンクリート使用工事の監督に徹底を欠く憾みがあるので係員に対する上司の指導が緊要と認める。

五、戸倉峠の改良工事は建設省の直轄事業として施工中であるが工事材料運搬等のため道路の損傷が多いので一定区間の維持管理を同工事々務所に依存したい意向のようであつたが県経済の不如意な現状から見ても良策と認められた。

六、当管内の道路は地勢的な関係で届出が甚だしく隘路もあり且又鉄道との平面交叉による危険な箇所も多いので全体計画を樹立し逐次これを解決すべきである。尙最近に於ける自動車の交通増加の現状に鑑み待避所の不足が認められるので増設に一層努力されたい。

七、税外収入の内堤塘使用料及び道路占用料(軒担)等で許可期限の満了したものが相当件数あり従つて調定収入がなされていないのは遺憾である。又調定洩れ及

び徴收洩れ等も散見されたので速かに期間更新の手續きをなさしめると共に調定収入の措置をなすべきである。

八、建築確認件数一三〇件中調定収入件数は一二九件であるが総体的に手数料徴收後相当長期に亘り手持しているのは適當でない。迅速に收納措置を講ずべきである。

九、河川産物売払代について年度未徴收困難なものに対して所員が立替払したものが一件あるが後日納付義務者が納付したため二重納付となりそのまゝとなつてゐるが立替者に對し還付すべきものと認めるので善処されたい。

(四) 自動車用の揮発油は年間相当数量を使用するがその取扱については購入後自動車係員に一任することなく出納員に於いて出納保管すべきである。尙係員が交付簿に記録している月間使用数量と運転手の記入する作業日報の月計報告使用数量とに相当数量の不突合が見られたが日々の出納を明確にして使用量

種別	区分	工種	個所数	実施額	摘要
道路	国補	改良工事	六	一三、四一、八三〇	倉吉勝山線外失業対策によるもの 局部改良工事
"	"	砂利道補修工事	六	三、六九、六六七	倉吉由良線外
"	"	災害防除工事	二	一、三三、三六九	鳥取倉吉線外
"	"	各年災害復旧工事	三三	三、四七、三六一	三災(七) 二四災(五) 三五災(四) 三六災(六)
"	単県	改良工事	四	四九五、〇〇〇	国道六号線外
"	"	砂利道修繕工事	七	四三三、六五六	倉吉由良線外 民願委託工事 鹿野倉吉線外一

倉吉土木出張所 昭和二十七年七月二十二、二十三日監査

の明確を期せられたい。

(四) 物品の購入に際して物品出納簿に記帳洩れのものがある外使用不能と思われる物品も散見したので所定の手続によつて整理されたい。

監査委員 岸 本 政 嘉
同 山 上 玲 鏡
同 前 田 玄 一
同 木 南 貞 治

年度後半期から年度末近くとなり遅れているため突貫工事の嫌があり規定以上に所長検査に委せている傾向にあるがこれ等は迅速なる予算措置をして早期着工せしめ万全を期するよう配意が望まれる、一方年度末に到るも尙工事の未完了のため工事支払不能のもの九件一千六万一千余円については出納員名儀で保管々理すべきである。又各種の工事の着工月日、工事金額等相互について検討すると相当施工に無理と認められるものがある。指導監督並びに竣功実地検査に一層の嚴格を期することに格別の留意が緊要と認める。

二十六年各工種工事施行状況は次の通りである。

砂防	港灣	河川	橋梁	補装道修繕工事	三二、八九五	倉吉町内街路 倉吉勝山線外 民願委託工事
国補	国補	国補	国補	各年災害復旧工事	一〇七、五三三	三災(一九) 三災(三)
同	同	同	同	架換工事	三〇九、三五〇	
計	計	計	計	塗装工事	二、八四四、九二一	国道大号線
普通砂防工事	改修工事	改良工事	修繕工事	二、一五九、八七〇	小田橋外 継続工事	
各年災害復旧工事	漁港修築工事	防災対策工事	各年災害復旧工事	二六三、〇〇〇	橋津橋	
	各年災害復旧工事	各年災害復旧工事	堤防護岸修繕工事	七、五七〇、四六六	二災(三) 三災(三) 三災(九)	
				九五二、一〇〇	坂下橋外	
				四〇、六〇〇	三災(一)	
				三三、〇六六、四三七		
				四、九九、八三三	由良川 昭和二十五年より継続工事	
				一、二七、〇〇〇	舍人川外	
				四、五〇八、四四五	三災(三) 三災(三) 三災(二五) 三災(七)	
				三九、〇〇〇	舍人川外	
				一、〇〇〇、〇〇〇	三災(六) 三災(四)	
				三、二二八、二五八		
				七、八七四、九五〇	赤碕港	
				九、九九、八七三	泊港	
				九、五五七、六七三	二災(三) 三災(三) 三災(二)	
				五〇〇、〇〇〇	三災(三) 赤碕 泊港浚渫	
				二六、〇三三、四九五		
				一七、八四四、九五二	三徳川外	
				六、八七〇、九九七	三災(七) 三災(三) 三災(二)	

町村補助工事	国補	合計	二四、六三、九四八	三災(五) 三災(五) 三災(三) 三災(五)
各年災害復旧工事	水道工事	特定補助工事	一四、八三九、四七八	三災(五) 三災(五) 三災(三) 三災(五)
合計	計	計	一七、九三三、四〇五	橋津村光吉簡易水道
			二九、九四六	道路外
			四〇〇、〇〇〇	
			一六〇、五九一、六三九	

二、由良川河口開塞に伴う改良工事は昭和二十五年度以來現在迄試験工事として施工中であるが二十六年年度施行にかゝる河口工事(導流堤)の一部が工事中水害にあつて中詰栗石、表詰栗石が流失したため設計変更している。この原因は杭打工事の施工が適当でなかつたため間隙から浸水し流出破壊したものであつて厳正な監督が望まれる。又杭木の検収後相当日経過した後使用しているが考慮を要する。

三、道路標識設置工事として経費七万四千余円の中、五万二千余円で標識一四六本(案内標四〇本、警戒標一〇六本)製作これが設置契約により代金二万一千余円

を支出しているが設置状況の記録が全く不明確となつているこの場合図面等により設置状況を明確にすると共に関係書類を整備して置くべきである。

四、緊急失業対策事業として倉吉、由良線道路改良工事を実施しているが、対象失業者の増減により工事量に変動を來した当初計画が半期毎に更新され勢い工事完了後設計書作成と云つた順序を転倒した事務処理をしてある。従つて年度を相当経過後に精算設計を提出している実情である。又現場指導監督も臨時傭人を当らしめると云つた状況であるが、これ等公共事業の計画的且効率化について研究工夫すべきものと認めら

れる。

五、当所管内に於ける木橋補修工事は二十六年九十五万一千余円を以つて二十八橋修理しているが年々に補修を要する橋梁は増加の傾向にあり二十七年六十五橋(経費六百四万余円)の補修架換要望に対し早急補強架換を要するもの一、二号谷川橋、天満橋外相当あるが主管課としては实地踏査してこれが実情を檢討の上、予算措置に遺憾なきを期されたい。又予ねて叫ばれている永久橋の架換えについても財政の許す限り順次実施するよう考究を望みたい。

六、当所の収入事務は二十五年迄は整理が甚だ不充分であつたが二十六年度はその整理に努力しその状況は漸次良好になつて來たことは結構である。

七、堤塘使用、道路占用の事務整理は相当努力しているものと認めるも、しかし使用許可期限満了で更新手續未了のものが次の如くあるので急速に処理すべきである。

○堤塘使用關係

使用許可期限	料		件数	計
	免除	有料		
昭和二十年三月限り	免除	免除	1	1
同二十三年三月限り	免除	免除	1	1
同二十四年三月限り	免除	免除	1	1
同二十五年三月限り	免除	免除	1	1
同二十六年三月限り	免除	免除	1	1
同二十七年三月限り	免除	免除	1	1
計	免除	免除	11	11

○道路占用關係

占用許可期限	料		件数	計
	免除	有料		
二十五年三月限り	免除	免除	1	1
二十六年三月限り	免除	免除	1	1
計	免除	免除	2	2

二十四年三月限り	免有	一五	一六
計		三〇	三〇

尙日本化学珪藻土株式会社水谷八郎、道路占用料一千八百円及び山根喜一分軒担による道路専用料三十五円の二件調定並びに収入洩れとなつていたので調査の上整理すべきである。

八、屋外広告物條例による許可件数が二十六年度内に僅か八件で極めて底調である。しかも収入簿、予算令達額一万九千四百円に対し収入済額は八百円の状況から見ると、これが指導取締の徹底に留意すべきである。

九、建築業登録許可事務は概ね円滑に処理し、これが手数料も予算額以上に収入しているが申請の際収入すべきものを数ヶ月後に遅延収納しているものが散見されたのでその都度調定収入措置を講ずべきである。尙納額告知書によつて納入手續をしているが申請と同時に納付の本手数料につき現金出納扱いにすべきである。

一〇、過年度分未収額は調定額四十一万七千九百九十九円延

九六一件収入額十四万四千七百七十四円延二七八件、差引未収額二十六万六千七百二十九円で大部分のものが道路損傷負担金であるが、これに二十六年度分の滞納額が加算されることとなる。しかし乍ら過年度分の徴収について務力し前記の通り収入を揚げており又二十六年度分についても十五万三千六百七十九円七五〇件の調定に対し過半額の九万五千四百二十四円四五四件を収入している点は他所に見られない好成绩である。今後共これが徴収については格段の努力を希望する。

一一、その他事務処理の中次の事項については厳に注意の上処理すべきである。

- (1) 所得税払込を十一月分より二月迄の分を三月に一括払込しているが、税法に依り翌月十月迄に払込むべきである。
- (2) 昭和二十七年一月以降の超過勤務命令簿に所属長の命令印なく手当を支給しているのは適当でない。
- (3) 備品出納及び貸与並びに消耗品出納交付等の記帳整理が不充分につき金銭会計同様厳正に処理すべき

である。

(4) 各種書類の編綴に注意し整然と整理すべきである。

東部港湾修築事務所 昭和二十七年七月二十五日監査

監査委員 前 田 玄 一

同 木 南 貞 治

監査概況

一、当所は岩美郡一円の港湾修築、災害復旧等各種工事を施工し又維持管理上の各種工事も施工しているが何れも予定通竣工している。なお港別施工状況は次の通りである。

○網代港(第三種漁港) 貳千壹百貳拾九万参千余円

(1) 漁港修築工事(農林省主管)

壹千九拾六万四千余円

(進捗率)

(イ) 暗礁除去工事硬石 二八〇六八立米 一〇〇%

(ロ) 中央突堤築造工事 一六〇米 D型方塊七三個

設置 一〇〇%

(2) 南防波堤復旧支堤一部除去工事

三九一、八立米 一〇〇%

右修築工事は当初港内浚渫一四九八〇八立米と暗礁除去二八〇六、八立米を計上していたのであるが入港船舶の防害による安全性と又港内流積土砂の防止上設計変更し実施している。

(2) 災害復旧工事(国補)

壹千貳拾四万余円

(進捗率)

砂止護岸復旧工事外三ヶ所

一〇〇%

外港に於ける砂止護岸工事(船付場)四二米、浚渫工事二二四九四立米、内港の浚渫工事一、四四三立米、護岸復旧工事一五〇米をなし維持管理に努めた。

(3) 災害復旧工事(単県)

八万八千円

南防波堤応急工事

一〇〇%

外港より内港に向う防波堤一二米修理し内港の保全を期している。

(1) 田後港(運輸省避難港指定) 壹千四百五拾九万余円

五百拾八万円

(2) 漁港改修工事(運輸省主管)

(進捗率)

一〇〇%

港外の土砂が荒波のため港内に堆積し入港船舶を

阻害するためブリストマンボンブ船等で一七、七

三八立米浚渫した。

(2) 災害復旧工事(国補)

九百壹万貳千余円

(進捗率)

(イ) 第二防波堤復旧工事外二ヶ所

一〇〇%

第二防波堤復旧工事三四米、第三防波堤復旧工事

捨石九、二米、場所打七、五米、第二防波堤突基

部捨石工事三六、五米を夫々なし北西よりの波浪

を防ぎ港内浚渫を併せ船舶の保全並びに避難に対

処した。

(3) 災害復旧工事(単県)

参拾九万七千円

(進捗率)

(イ) 第二防波堤復旧工事外一ヶ所

一〇〇%

国補工事の補足的に第二防波堤突基部八米、同北

端六、五米と夫々保強修理した。

○浦富海岸(国補町村補助工事)

壹百九万七千円

(進捗率)

(1) 護岸復旧工事

一〇〇%

二十五年一月冬季強風により海岸中六〇米、延長一
三米を浸蝕されたので、これが復旧を二十五年
百三十二万円で護岸八〇米、二十六年防砂堤を夫
々施行し浦富海岸浸蝕の防護を期した。

二、港湾工事は一般土木工事に比べ施工上技術的に困難
であり又出来形の確認検査も厳格を期する上に至難の
点と考えられるので関係当事者はそれ〴〵良心的に対
処すべきものと認める。又本所工事は殆んど冬季間に
実施しているが工事出来具合に多大の影響を及ぼすも
のと認める。今後予算的措置を迅速になし工事の万全
を期するよう格別の配意を望む。

三、港湾施設に対する二十四年、二十五年各年災害復旧
直営工事及び船舶維持工事に対する入夫賃で書面上二、
三ヶ月程度支払遅延のものが見られたがその理由は予
算合達の遅延のため一時阪神築港会社、或いは村漁業

